

日付けで通知致しました。指示事項として原状回復の履行でした。去る4月25日**氏が指示書について、具体的な内容を聞きたいということで来庁し、会長と事務局長が対応し、5月10日午後2時45分より、現地調査を再度実施するに至りました。現地は昨年11月同様で、事業計画変更申請前に事前着工しており、現地調査委員会は違反転用分については原状回復すべきと判断致しました。

議案終了後に農業委員会としての指示事項について具体的内容を決定した上で、指示書を発したいと思っておりますので、各委員にお諮りしたく存じます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 ありがとうございます。5月定例会で意見を附して福島県知事に進達した許可処分について事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 5月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、農地法第4条2件、第5条4件は6月10日付けで許可になりました。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第22号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 渡邊委員。

渡邊委員 議案第22号件番1について、5月**日に現地調査及び申請内容の確認を川名信司委員と実施致しました。所有権移転の売買であり、譲受人も意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第22号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第22号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可

とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 23 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程を致します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

次に申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、11 番國分関夫委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。

暫時、休議します。

(休議中)

11 番國分関夫委員退席

会長伊藤 隆一 それでは再開します。件番 2 の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

11 番國分関夫委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

会長伊藤 隆一 (11 番國分関夫委員復席) それでは再開します。
次に申請 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

職務代理者 参考のため、売買価格を教えてください。

事務局 はい。議長

会長伊藤 隆一 はい。事務局

事務局 総額で****円です。㎡単価****円で坪単価****円でございます。

職務代理者 はい。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
次に、議案第 24 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案第 24 号農用地利用集積計画、新規設定 2 件の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 2 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 2 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

会長伊藤 隆一 先ほど現地調査委員会より報告がありましたね 11 月の不受理について事務局より報告致させます。

事務局長 平成 27 年 11 月 24 日、11 月定例総会において、事業計画変更申請を上程しましたが、事前着工のため不受理案件と致しました。

11月30日付で不受理とすることと現状回復することを通知しておりました。その後、連絡はなく、平成28年4月25日、**氏と行政書士が来庁し、経過説明をしたものの、現状回復はしていない状況でした。

会長伊藤 隆一

会長と事務局で対応し現状回復は違反転用分のアスファルトと植木の撤去であることは伝えました。また、5月10日に農地転用現地調査委員会が再度現地確認した上で、定例会総会において指示内容を審議することを伝えました。その後については現地調査委員会の報告のとおりです。以上報告と致します。今事務局長の報告がありました。レジメの内容を皆さん見て頂いたと思います。それと現況写真これも添付しました。いま局長の方から説明がありましたが、**さん**さんが来庁しましてですね、局長と私と対応しまして、先からの経緯をすべてお話をさせて頂きました。

中々**さんというのは中々たかつむり、中々固いような人で人の言うことを聞くよう人でもないような人だったんですが、中々先に局長が対応したで、局長1人だったものですから、ちょっと強い口調でいろいろ言っていた経緯がありまして、そのあとちょっと遅れまして私が入ったんですがあまりにも一方的な説明の仕方です。事務局が取り扱いがわからないようなお話しぶりをされまして私の方で話をしている中で激怒するようになってちょっと怒ってしまったんですが、中々あの傲慢さをもった人であってなんかこの作業を受けてる人にはしては内容は途中で

入って来たのにもかかわらずこの傲慢さが強い人だったなというふうにごう印象がのこっております。最終的に局長と私の中では**さんと**さんが居た中では、とりあえず判断は現地今月の現地調査委員の方々に委ねますと言うことで申し添えました。そしてその後現地調査の方々に現地を調査頂きまして委員長の方から一応現地調査委員では判断が難しいので委員会にその判断を委ねたいというふうにして委員長からの申出がありました。暫時休議の中でみなさんの意見を纏めていきたいなと思います。

暫時休議

(以下は通知を参照)

会長伊藤 隆一

以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長

本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者

以上を持ちまして、本宮市農業委員会5月の定例会を終了いたします。

平成28年5月17日
(閉会午後2時48分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席6番委員 渡邊 孝一

議席8番委員 川名 信司
